

学校法人 日 章 学 園
奄美看護福祉専門学校学則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本校は、奄美看護福祉専門学校（以下「本校」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本校は、教育基本法、学校教育法及び関係省庁の規定するところに従い、日章学園の建学の精神「道義、実利、勤労」に則り、生命の尊重を基盤に、看護、福祉に必要な基本知識、技術を修得させるとともに、豊かな思いやりの心と国際性を培い、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(位置)

第 3 条 本校は、鹿児島県奄美市名瀬大字小湊字外金久 3 3 8 番 2 に置く。

第 2 章 課程・学科及び学生定員

(課程・学科・定員)

第 4 条 本校の課程・学科及び学生定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	昼・夜 間の別	入 学 定 員	1 学年の 学級数	総定員
医 療 専 門 課 程	看 護 学 科	昼 間	4 0 名	1 学級	1 2 0 名
教育・社会福祉専門課程	こども・かいご福祉学科	昼 間	2 5 名	1 学級	7 5 名

第 3 章 修業年限・在学年限・学年・学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第 5 条 本校の修業年限は、次のとおりとし、在学年限は修業年限の 2 倍を超えることはできない。
1 看護学科、こども・かいご福祉学科 3 年

(学年及び入学期)

第 6 条 各学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとし、入学期は、学年の始めとする。

(学期)

第 7 条 学年を次の 2 期に分ける。

前期	4 月 1 日から	9 月 30 日まで
後期	10 月 1 日から	翌年 3 月 31 日まで

(休業日・臨時授業・臨時休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- 1 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - 2 学園創立記念日 5月6日
 - 3 土曜日ならびに日曜日
 - 4 春季休業日 4月1日～4月7日
 - 5 夏季休業日 7月25日～8月31日
 - 6 冬季休業日 12月25日～1月7日
 - 7 学年末休業日 3月25日～3月31日
- 2 学校長は、必要に応じ前項の休業日を変更することがある。

第4章 入学・退学及び休学・復学・転学・除籍

(入学資格)

第9条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条の第1項に該当する者とする。

(出願手続き)

- 第10条 高等学校卒業予定者で本校に入学を希望する者は、所定の期日までに所定の入学願書(第1号様式)に受験料、調査書を添えて、願い出なければならない。
- 2 推薦入学を希望する者は、前項の書類と在学校長の推薦書を添えて、願い出なければならない。
 - 3 高等学校を卒業した者は、入学願書(第1号様式)に受験料、当該学校の卒業証明書、成績証明書を添えて、願い出なければならない。

(入学試験及び入学者の決定)

- 第11条 学校長は、第10条の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 2 入学試験については、入学試験規則に定める。
 - 3 入学者の決定は、入学試験委員会の議を経て学校長が決定する。

(入学手続き及び入学許可)

- 第12条 入学試験に合格した者は、保証人連署による本校所定の誓約書(第3号様式)に第31条に定める入学金を添えて、指定の期日までに学校長に提出しなければならない。
- 2 学校長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。
 - 3 高等学校卒業予定者で本校に入学する者は、高等学校卒業後、指定の期日までに卒業証明書を提出しなければならない。

(退学)

第13条 学生が退学しようとするときは、所定の退学願(第4号様式)にその事由を明らかにし、必要書類を添え、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

第14条 学校長は、次の各号の一に該当する者に対して、運営委員会の議を経て退学を命ずることができる。

- 1 正当の理由がなく欠席が長期にわたる者
- 2 成業の見込みがないと認められる者
- 3 第5条に規定する期間を超えた者
- 4 本校学生として不適当と認められる者
- 5 授業料を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者

(休学及び復学)

第15条 学生が病気その他やむを得ない事由のため、3か月以上休学しようとする場合は、休学願(第5号様式)にその事由を明らかにし、必要書類を添え、学校長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の規定により、休学中の学生が復学しようとするときは、復学願(第6号様式)にその事由を明らかにし、父母等・保証人の同意を得て、学校長の許可を得て復学することができる。

(転入・編入学及び転学)

第16条 他の専門学校から本校に転入・編入学を希望する者は、所定の書類(第7号様式)にその事由を明らかにし、必要書類を添え、願い出なければならない。

学校長は、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に転入・編入学を許可することができる。

- 2 転入・編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数は、運営委員会の議を経て学校長が決定する。
- 3 本校から他の専門学校に転学を希望する者は、所定の書類(第8号様式)にその事由を明らかにし、必要書類を添え、学校長に願い出て許可を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、こども・かいご福祉学科については、転入・編入学及び転学は認めない。

(除籍)

第17条 学校長は、次の各号に該当する者を運営委員会の議を経て除籍することができる。

- 1 死亡の届け出があった者
- 2 行方不明の届け出があった者

第5章 教育課程・学習評価・単位認定及び卒業

(教育課程及び校時)

第18条 本校における教育課程の授業科目及び時間数は、看護学科(別表Ⅰ)

こども・かいご福祉学科(別表Ⅱ)のとおりとする。

- 2 本校における校時は次のとおりとする。

1校時	9:00～10:30	2校時	10:40～12:10
3校時	13:00～14:30	4校時	14:40～16:10

(単位制度)

第19条 本校は単位制度を実施し、看護学科の各教科・科目は、講義及び演習については、15～30授業時間を1単位、実験・実習(臨地実習含む)及び実技については、30～45授業時間を1単位とする。

- 2 こども・かいご福祉学科の各教科・科目及び教育実習・保育実習は原則として30授業時間をもって1単位とする。学年別取得単位は(別表Ⅱ)のとおりとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 看護学科の入学学生、編入学生で、放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第3及び第3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができる。

- | | | | |
|--------|----------|---------|--------|
| ・歯科衛生士 | ・診療放射線技師 | ・臨床検査技師 | ・理学療法士 |
| ・作業療法士 | ・視能訓練士 | ・臨床工学技士 | ・義肢装具士 |
| ・救急救命士 | ・言語聴覚士 | | |

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福

祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表3及び別表3の2に定める基礎分野の履修に替えることができる。

（成績の評価）

第21条 成績の評価は学科試験、実習成績及び平素の学習状況によって行う。

- 2 前項の評価は秀（90点以上）、優（80点～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。
- 3 その他、成績の評価は履修規定第6節により別に定める。

（未履修科目の履修）

第22条 未履修科目については、必要な時間数の履修を行い認定を受ける。

- 2 履修しようとする者は、あらかじめ担当講師に履修願を提出し、担当講師の許可を受け、履修しなければならない。
- 3 試験で不合格になった場合は、当該授業科目の再試験を受けることができる。

（履修修了認定）

第23条 当該学年において履修すべき授業科目において単位認定ができない場合は、進級することができない場合がある。

- 2 当該学年終了時に単位認定会議において決定される。

（単位認定）

第24条 学生の単位認定及び卒業は、第21条の評価に基づき学校長が認定する。ただし、各学年の所定の授業日数の3分の1以上欠席した者は単位認定または卒業することはできない。

- 2 各科目の出席時間数が学則に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないものとする。

（卒業認定の要件）

第25条 本学を卒業するためには、別表に掲げる授業科目を全て修得しなければ卒業することはできない。

- 2 卒業認定については、別に定める卒業認定会議を経て判定する。

第26条 学校長は、所定の教育課程を修了した者に対し、卒業認定判定会議の議を経て卒業証書（第9号様式）を授与する。

- 2 看護学科を卒業した者には、文部科学省告示第84号による専門士の称号（別記第1号様式－①）を授与する。
- 3 こども・かいご福祉学科を卒業した者には、文部科学省告示第26号による専門士の称号（別記第1号様式－②）を授与する。

第6章 保証人

（保証人）

第27条 保証人は2人とし、うち1人は原則として学生の父母等生計維持者とし、他の1人は成年者で独立の生計を営む者で、学校に対し学生に関する一切の責任を負うことのできる者とする。

（保証人の変動）

第28条 保証人が転居または氏名変更したとき、その他一身上に変動があったときは、すみやかに届け出なければならない。（第10号様式）

第7章 職員の組織及びその任務

(職員)

第29条 本校には、次の教職員を置くことができる。

学校長	1名	非常勤講師	20名以上
副校長	1名	事務長	1名
教頭または統括監	1名	事務職員	2名 (看護学科2名)
教務主任	1名 (看護学科)		2名
実習調整者	1名 (看護学科)	寮管理人	1名
専任講師	看護学科 8名以上	学校医	1名
	こども・かいご福祉学科 4名以上		

2 職員の業務分掌は別に定める。

(会議)

第30条 本校の運営を円滑に遂行するために、運営委員会、職員会議、各学科会議等の他、別に定めるところにより各種の会議を行う。

第8章 納付金・入学金・入学検定料及びその他実習費

(納付金・入学金・入学検定料・その他実習費)

第31条 本校の納付金・入学金・入学検定料及びその他実習費は、次のとおりとする。

1 納付金

学 科 \ 学 年	費 目	1 学 年	2 学 年	3 学 年
看 護 学 科	授 業 料	590,000円	590,000円	590,000円
	施 設 設 備 費	110,000円	110,000円	110,000円
	実 習 費	150,000円	150,000円	150,000円
こども・かいご福祉学科	授 業 料	590,000円	590,000円	590,000円
	施 設 設 備 費	40,000円	40,000円	40,000円
	実 習 費	75,000円	75,000円	75,000円

2 入学金

全学科 130,000円

3 入学検定料 15,000円

4 その他実習費 別表Ⅲのとおりとする。

(納付の義務)

第32条 入学を志望する者は、入学検定料を納め、入学を許可された者は、入学金・授業料を所定の期日までに納めなければならない。

(納入の特例)

第33条 学生が休学したときは、第32条の規定にかかわらず、納入の義務を免除することがある。

(納付金の還付等)

第34条 すでに納入した入学金・入学検定料は、理由の如何にかかわらず返還しない。ただし、授業料等について、3月31日までに入学辞退した者については、推薦の場合を除き返還する。

第9章 賞罰

(表彰)

第35条 学校長は、学力優秀・品行方正にて他の学生の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第36条 学校長は、学生が学校の規律に反し、または学生としてふさわしくない行為のあった場合は、その情状により、次の区分により、下記のような懲戒を行うことがある。

- 1 訓戒
- 2 停学
- 3 退学

第10章 健康管理

(健康管理)

第37条 学校長は、学生の健康を保持するために、年1回の定期健康診断及び必要と認める時は臨時に健康診断を行う。

- 2 健康管理に関して必要な事項は別に定める。

第11章 学生寮

(学生寮)

第38条 本校に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 雑則

(その他)

第39条 本学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本学則は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 21 年 2 月 27 日から実施する。
本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 25 年 10 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、令和 元年 7 月 9 日から実施する。
本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、令和 2 年 7 月 10 日から実施する。
本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
(経過措置)

この学則の実施日以前に入学した看護学科学生の教育課程については、従前のとおりとする。

本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。